# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認中央第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

## 厚生年金 事案 4907 (事案 4898 及び 4904 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年9月6日まで

1回目の申立てにおいては、i) 昭和 40 年 12 月 16 日から 41 年 2 月 16 日までの期間とされている A 社の厚生年金保険の被保険者記録について、同社に実際に勤務していたのは B 社を一旦休んでいた 38 年 8 月頃の約 1 週間から 10 日間であること、ii) 40 年 12 月 1 日に資格喪失したとされている B 社の資格喪失日について、同社には実際に 41 年 2 月 15 日まで勤務していたことから、両申立期間について、実際に勤務した期間に基づき記録を訂正してほしいとして申立てを行った。

また、2回目の申立てにおいては、昭和40年12月1日とされているB 社の資格喪失日について、同社には実際に41年2月15日まで勤務してお り、記録を訂正してほしいとして申立てを行った。

今回の申立てにおいては、B社を昭和38年5月1日に資格喪失し、同年9月6日に再度資格取得したこととされている厚生年金保険の被保険者記録について、34年1月5日に同社で厚生年金保険に加入してから途中退社することなく勤務していることを申し立てるので、空白となっている申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1回目の申立期間(A社における昭和 38 年 8 月頃の 1 週間から 10 日間 ぐらいの期間及び B 社における 40 年 12 月 1 日から 41 年 2 月 16 日までの期間)に係る申立てについては、i)申立人の退職時期を覚えている同僚はおらず、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことを確認でき

ないこと、ii) 戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月23日付けで、 B社の住所地から、A社の住所地に変更していることが確認でき、当該変 更の履歴は、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にお ける資格喪失日及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資 格取得日と符合していることなどから、申立人は、申立期間のうち同年 12 月 16 日から 41 年 2 月 15 日までの期間において、A 社で勤務していたこと が推認されること、iii) B社は平成6年9月30日に既に厚生年金保険の適 用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、申立人の 退職時期については覚えておらず、当時の資料についても廃棄済みである としており、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することがで きないこと、iv) B社に係る被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿にお いて、申立期間に係る申立人の記録は確認できない上、申立人の当該事業 所に係る雇用保険の被保険者記録は、被保険者名簿及びオンライン記録と 符合していること、v)前述のA社は、申立人に係る被保険者台帳、健康 保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険 者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書を保管して おり、これらの記載内容は、申立人のA社に係る被保険者原票及びオンラ イン記録と符合している上、当該事業所は、オンライン記録どおりの届出 を行っていたと思われる旨回答していること、vi)申立人のA社に係る雇 用保険の被保険者記録は、前述の被保険者原票及びオンライン記録と符合 している上、被保険者原票において申立期間の被保険者記録が確認できる 者及び前述の事業主が保管する被保険者台帳等に記載されている同僚のう ち24人について、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録 は符合していることから、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月5 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2回目の申立期間(B社における昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 2 月 16 日までの期間)に係る申立てについては、申立人は、当委員会が 1 回目の申立てに係る調査において収集した複数の資料について、何者かが事実と異なる内容を意図的に記載したものであることを主張しているところ、前述の複数の資料について、i)戸籍の附票は本籍地の市区町村において保管されていること、ii)被保険者名簿及び被保険者原票はそれぞれの事業所を所管する社会保険事務所(当時)において保管されていること、iii)雇用保険の被保険者記録は公共職業安定所において保管されていること、iv)申立人に係る被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書は事業所において保管されている複数の資料に係る

記載内容がそれぞれ符合していることから、市区町村、社会保険事務所、 公共職業安定所及び事業所のいずれにおいても、何者かが事実と異なる内 容を同様に記載したとは考え難く、これらの資料から、申立人が主張する 不自然な記載に係る形跡は確認できないことから、既に当委員会の決定に 基づく平成 24 年8月9日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないと する通知が行われている。

今回、申立人は、昭和34年1月5日にB社で厚生年金保険に加入してから途中退社することなく勤務しており、空白となっている38年5月1日から同年9月6日までの期間については継続して厚生年金保険に加入していたはずであるとして申立てを行っている。

しかしながら、申立人は1回目の申立てにおいて、今回の申立期間と一部重複する昭和38年8月頃の約1週間から10日間について、B社を一旦休んでA社に勤務していたと供述し自ら継続勤務を否定する申立てを行っていたものであり、今回の申立人の主張は、当初の供述内容と相反するものとなっている。

また、被保険者名簿により、申立期間前にB社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「申立人は、私が入社したときには勤務していなかった。」、「申立人は、私が入社した年の秋頃に入社してきた。私は4月期の新入社員であったが、申立人は中途入社であった。当時中途で年上の女性が入社することは珍しかったので記憶に残っている。」と供述しており、これらの同僚の供述内容は、申立人が昭和38年5月1日に一旦資格喪失した後、同年9月6日に再度資格取得したとする同社の被保険者名簿の記録と符合している。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、申立人はB社において昭和38年9月1日に資格取得しており、当該取得日は同社の被保険者名簿における再取得日である同年9月6日とおおむね一致している。

加えて、前述の被保険者名簿により申立人と同様に空白期間が確認できる同僚については、雇用保険の被保険者記録においてもB社を一旦離職した後に再度資格取得している記録となっており、当該再取得日は同社の被保険者名簿における再取得日と一致していることが確認でき、また、当該同僚は、「空白期間については、一旦退職して実家に帰っていた。復職するに当たり会社から厚生年金保険の加入を勧められたと記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申 立人が、今回の申立期間中、B社において継続的に勤務していたことを確認することはできず、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。